

○大田区大森北四丁目複合施設条例

令和4年12月9日

条例第56号

改正 令和5年2月28日第1号

改正 令和8年3月11日第7号

(設置)

第1条 学校教育機能や各施設の機能が連携することによってもたらされる相乗効果を通じて地域力の向上に寄与するため、大田区大森北四丁目複合施設（以下「大森北四丁目複合施設」という。）を大田区大森北四丁目6番7号に設置する。

(構成施設)

第2条 大森北四丁目複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 大田区区民活動施設条例（令和2年条例第65号）に規定する大森北区民活動施設
- (2) 大田区立男女平等推進センター条例（平成11年条例第32号）に規定する大田区立男女平等推進センター
- (3) 大田区キッズな条例（平成14年条例第30号）に規定するキッズな大森
- (4) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第11条に規定する措置を講ずるための施設
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項に規定する地域支援事業を実施する施設
- (6) 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業を実施する施設
- (7) その他必要な施設

(管理)

第3条 前条第1号から第3号までに掲げる施設の管理に関し必要な事項は、当該各号に規定する条例の定めるところによる。

- 2 前条第4号から第6号までに掲げる施設の管理については、当該各号に規定する法律の定めるところにより、区がこれを行う。
- 3 前条第7号に掲げる施設の管理については、この条例の定めるところによる。

(事業)

第4条 大森北四丁目複合施設においては、第1条に規定する目的を達成するため、第2条各号に掲げる施設の連携を推進する事業を行う。

(施設の変更制限)

第5条 大森北四丁目複合施設（第2条第7号に掲げる施設に限る。次条から第8条まで、第10条第1項第3号、同条第3項、第11条及び第12条において同じ。）の使用者（以下「使用者」という。）は、その使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、大森北四丁目複合施設への入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者
- (2) 館内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、大森北四丁目複合施設の管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、大森北四丁目複合施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

資料1

第8条 使用者は、大森北四丁目複合施設を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、大森北四丁目複合施設(第2条第2号から第6号までに掲げる施設を除く。)の管理を行わせることができる。この場合において、第2条第1号に掲げる施設にあつては、同号に規定する条例の定めるところによる。

(指定管理者の指定手続)

第10条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- (2) 大森北四丁目複合施設の効用を最大限に発揮することができること。
- (3) 大森北四丁目複合施設の管理を安定的かつ効率的に行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は大森北四丁目複合施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 大森北四丁目複合施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、大森北四丁目複合施設の管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第64号)の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(令和6年規則第104号で令和6年12月1日から施行)

(経過措置)

2 第10条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

付 則 (令和5年2月28日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

資料1

付 則（令和8年3月11日条例第7号）

この条例は、大田区子ども家庭支援センター条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第87号）付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区大森北四丁目複合施設条例（令和4年条例第56号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 条例第2条第7号に定める施設（以下「共有施設」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 年始 1月1日から同月3日まで

(2) 年末 12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第3条 共有施設の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(施設の損傷等の届出)

第4条 共有施設の利用者は、施設を損傷し、滅失し、又は著しく汚したときは、直ちに係員又は指定管理者に届けなければならない。

(指定申請書の提出)

第5条 条例第10条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、条例第10条第2項に規定する事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類

(2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(3) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

(4) 当該団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前2項に掲げる書類は、区長が定める期間内に提出しなければならない。

(指定の通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請があつた場合において、条例第10条第1項の規定により指定管理者に指定すること、又は指定しないことを決定したときは、それぞれ書面により当該申請をした団体に通知するものとする。

(協定の締結)

第7条 区長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と共有施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、条例第11条に規定する業務の範囲に関する事項及び条例第12条に規定する管理の基準に関する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理に要する費用に関する事項

(2) 管理業務及び経理状況の報告、調査及び指示に関する事項

(3) 指定の取消し及び管理業務の全部又は一部の停止に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

資料1

付 則

- 1 この規則は、大田区大森北四丁目複合施設条例（令和4年条例第56号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

付 則

この規則は、大田区大森北四丁目複合施設条例の一部を改正する条例（令和8年条例第7号）の施行の日から施行する。

○大田区区民活動施設条例

令和2年12月14日

条例第65号

改正 令和4年12月9日第58号

令和5年2月28日第1号

令和7年3月13日第19号

(設置)

第1条 広く区民の主体的な文化活動、地域活動、生涯学習、相互交流及び連携の推進を図り、相乗効果を高めることにより、地域力の向上に寄与するため、大田区区民活動施設（以下「区民活動施設」という。）を別表第1のとおり設置する。

(使用者の範囲)

第2条 区民活動施設を使用できる者は、区内に居住し、在勤し、若しくは在学する者、これらの者を主たる構成員とする団体又は区長が認める者（以下「区内居住者等」という。）とする。

2 区長は、前項の規定による使用に特に支障がないと認めるときは、区民活動施設を区内居住者等以外の者に使用させることができる。

(使用の申請及び承認)

第3条 区民活動施設の施設及び特殊器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区が施設等を使用するとき又は区長が特に必要と認める事業のために施設等を使用するときは、前条に規定する者に優先して使用することができる。

3 区長は、施設等の使用承認について、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の不承認)

第4条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

- (1) 営利を目的とする行為があると認めるとき。
- (2) 使用目的に虚偽があると認めるとき。
- (3) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他区長が使用を不相当と認めるとき。

(使用の変更及び取消し)

第5条 第3条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、その承認された内容の変更又は取消しをしようとするときは、規則で定めるところにより、区長に変更又は取消しの申出をし、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者が承認された内容の使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。
- (2) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) 災害、工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。

(使用料等)

第6条 区民活動施設の施設の使用料は、別表第2から別表第4までのとおりとする。

2 区民活動施設の特殊器具の使用料は、3万円の範囲内において規則で定める。

3 特別に電気、ガス又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を徴収することができる。

4 第1項及び第2項の使用料並びに前項の実費（以下「使用料等」という。）は、区が使用する場合は徴収しない。

資料1

5 使用者は、使用料等を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

6 第1項の使用料は、規則で定めるところにより、減額し、又は免除することができる。
(使用料の不返還)

第7条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。
(施設等の変更制限)

第8条 使用者は、施設等の使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。
(使用の権利の譲渡禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
(入館の制限)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、区民活動施設への入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者
 - (2) 館内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者
- (原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。
(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。
(指定管理者による管理)

第13条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、区民活動施設の管理を行わせることができる。
(指定管理者の指定手続)

第14条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- (2) 区民活動施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (3) 区民活動施設の管理を安定して行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は区民活動施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。
(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の使用に関する業務
 - (2) 施設等の維持管理に関する業務
 - (3) 施設等の利用促進に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
- (指定管理者が行う管理の基準)

資料1

第16条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、区民活動施設の管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（令和3年規則第191号で令和4年5月5日から施行）

（経過措置）

2 第14条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

付 則（令和4年12月9日条例第58号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（令和6年規則第105号で令和6年12月1日から施行）

（経過措置）

2 改正後の第14条の規定による大森北区民活動施設に係る指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（大田区新蒲田一丁目複合施設条例の一部改正）

4 大田区新蒲田一丁目複合施設条例（令和2年条例第64号）の一部を次のように改正する。

（次のよう省略）

付 則（令和5年2月28日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月13日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（令和7年規則第86号で令和7年9月16日から施行）

（準備行為）

2 区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表第1（第1条関係）

名称	位置
新蒲田区民活動施設	大田区新蒲田一丁目18番16号
大森北区民活動施設	同 大森北四丁目6番7号
大森西区民活動施設	同 大森西二丁目16番2号

別表第2（第6条関係）

資料1

名称	施設名	使用区分		
		午前	午後	夜間
新蒲田区民活動施設	多目的室（大）	18,800円	25,100円	25,100円
	多目的室（小）	3,200円	4,300円	4,300円
	第一集会室	1,600円	2,100円	2,100円
	第二集会室	1,800円	2,400円	2,400円
	第三集会室	1,100円	1,500円	1,500円
	第四集会室	1,100円	1,500円	1,500円
	美術室	1,400円	1,800円	1,800円
	調理講習室	1,900円	2,500円	2,500円
大森北区民活動施設	多目的室（大）	19,100円	25,400円	25,400円
	多目的室（小）	2,500円	3,400円	3,400円

備考

- （1） 使用区分の午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。
- （2） 2使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間（正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。
- （3） 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

別表第3（第6条関係）

名称	施設名	使用区分			
		午前	午後1	午後2	夜間
大森西区民活動施設	体育室全面	16,200円	16,200円	16,200円	16,200円
	体育室半面	8,100円	8,100円	8,100円	8,100円
	多目的室	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円

備考

- （1） 使用区分の午前とは午前9時から午前11時30分まで、午後1とは午後0時30分から午後3時まで、午後2とは午後4時から午後6時30分まで、夜間とは午後7時30分から午後10時までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。
- （2） 2使用区分以上を使用する場合に限り、中間の時間（午前11時30分から午後0時30分まで、午後3時から午後4時まで、午後6時30分から午後7時30分まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。
- （3） 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

別表第4（第6条関係）

名称	施設名	使用者	使用区分				
			午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
新蒲田区民活動施設	音楽スタジオ1	中高生世 代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の 者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	音楽スタジオ2	中高生世 代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の 者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

資料1

大森北区 民活動施設	音楽スタジオ	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
大森西区 民活動施設	音楽スタジオ	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

備考

- (1) 中高生世代の者とは、大田区立児童館条例（昭和42年条例第9号）第4条第3項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。
- (2) 使用区分の午前とは午前9時30分から午前11時30分まで、午後1とは正午から午後2時まで、午後2とは午後2時30分から午後4時30分まで、夜間1とは午後5時から午後7時まで、夜間2とは午後7時30分から午後9時30分までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。
- (3) 2使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間（午前11時30分から正午まで、午後2時から午後2時30分まで、午後4時30分から午後5時まで又は午後7時から午後7時30分まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。
- (4) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

○大田区区民活動施設条例施行規則

令和3年3月12日

規則第28号

改正 令和3年12月17日第201号

令和5年11月10日第105号

令和5年12月28日第142号

令和7年3月31日第66号

令和7年5月8日第87号

令和7年10月10日第156号

令和8年3月6日第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区区民活動施設条例（令和2年条例第65号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により大田区区民活動施設（以下「区民活動施設」という。）の施設及び特殊器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、使用申請書（多目的室、集会室、美術室、調理講習室及び体育室（以下「多目的室等」という。）にあっては別記第1号様式、音楽スタジオ1、音楽スタジオ2及び音楽スタジオ（以下「音楽スタジオ等」という。）にあっては別記第2号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、多目的室等を使用しようとする者は区長が別に定めるところによる自動抽せん（以下「自動抽せん」という。）の申込み及び当せんの確認を、音楽スタジオ等を使用しようとする者は区長が別に定めるところによる抽せん（以下「抽せん」という。）の申込み及び当せんの確認をあらかじめしなければならない。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定にかかわらず、使用日の属する月の3月前の月の9日以後において多目的室等に空きがあるとき、又は使用日の属する月の1月前の月の初日以後において音楽スタジオ等に空きがあるときは、第1項の使用申請書を提出することができる。この場合において、使用申請書の提出の前に、区長が別に定めるところによる予約（以下「予約」という。）をすることができる。

4 使用申請書の提出期間は、別表第1に定めるところによる。この場合において、当該期間の初日が休館日に当たるときは、その直後の開館日を当該期間の初日とし、当該期間の末日が休館日に当たるときは、その直前の開館日を当該期間の末日とする。

5 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める場合は、提出期間を変更することができる。

(使用の承認)

第3条 区民活動施設の施設等の使用承認は、申請の順序による。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する自動抽せん及び抽せんの申込み及び当せんの確認又は同条第3項後段に規定する予約を経て申請を行う場合の承認は、当該申請に基づき行う。

3 施設等の使用の承認をし、使用料を徴収したときは、使用承認書（多目的室等にあっては別記第3号様式、音楽スタジオ等にあっては別記第4号様式）を交付する。

4 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を使用する際に使用承認書を提示しなければならない。

(使用日時等の変更)

第4条 使用者が次に掲げる事項を変更しようとするときは、使用変更申請書（多目的室等にあっては別記第5号様式、音楽スタジオ等にあっては別記第6号様式）を区長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(1) 使用日時

資料1

(2) 施設等

(3) 使用目的

2 区長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、使用変更承認書（多目的室等にあつては別記第7号様式、音楽スタジオ等にあつては別記第8号様式）を交付するものとする。

3 前2項の規定により使用の変更をした場合において、変更後の使用料が既納の使用料を超えるときは、使用者は、その差額を変更承認の際に納付しなければならない。

（使用承認の取消し）

第5条 使用者が使用の承認を受けた後、施設等の使用を取り消そうとするときは、使用取消申請書（多目的室等にあつては別記第9号様式、音楽スタジオ等にあつては別記第10号様式）に使用承認書を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請について使用承認の取消しを承認したときは、使用取消承認書（多目的室等にあつては別記第11号様式、音楽スタジオ等にあつては別記第12号様式）を交付する。

（特殊器具の使用料の額）

第6条 条例第6条第2項に規定する特殊器具の使用料の額は、別表第2に定めるところによる。

（使用料等の納付）

第7条 条例第6条第5項ただし書の規定により後納できる使用料等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める使用料とする。

(1) 官公署が使用する場合 施設等の使用料

(2) 特殊器具を使用する場合において使用承認書を交付するいとまがないとき。当該特殊器具の使用料

(3) 実費を実績に応じて納付する場合 当該実費

（使用料の減免）

第8条 条例第6条第6項の規定による使用料の減額又は免除は、次に掲げるところによる。

(1) 多目的室等を使用するとき。

ア 区との共催による事業を行うことを目的とした活動であるとき。免除

イ 青少年対策事業委託団体が使用する場合において、その活動又は催物が公益のためであるとき。免除

ウ 障害者団体及びシニアクラブが使用する場合において、その活動又は催物が公益のためであるとき。免除

エ 少年育成団体として区に登録している団体及び社会教育関係団体として区に登録している少年団体が使用する場合において、その活動又は催物が公益のためであるとき。5割の額

オ 社会福祉事業を目的とするウに規定する団体以外の団体が使用する場合において、その活動又は催物が公益のためであるとき。5割の額

カ イからオまでに規定する団体以外の公益団体が使用する場合において、その活動又は催物が公益のためであるとき。2割5分の額

キ その他区長が特に必要と認めるとき。区長が定める額

(2) 音楽スタジオ等を使用する場合であつて、区長が特に必要と認めるとき。区長が定める額

2 条例第6条第6項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条に規定する使用申請又は第4条に規定する使用変更申請の際、使用料減免申請書（多目的室等にあつては別記第1号様式又は別記第5号様式、音楽スタジオ等にあつては別記第2号様式又は別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、区長が認めるときは、この限りでない。

3 前項本文の場合において、区長が必要と認めるときは、使用者の資格を証明する書類を提出させることができる。

（使用料の返還）

資料1

第9条 条例第7条ただし書の規定による使用料の返還は、次に掲げるところによる。この場合において、当該期日が休館日に当たるときは、その直前の開館日を当該期日とする。

(1) 使用者の責めに帰さない事由により使用できなくなったとき。全額

(2) 多目的室等の使用料を納付した場合において、次のアからウまでに掲げる期限内に使用者から使用の取消しの申出があったとき。

ア 使用日の30日前まで 全額

イ 使用日の7日前まで 5割の額

ウ 使用日の2日前まで 2割5分の額

(3) 音楽スタジオ等の使用料を納付した場合において、次のア及びイに掲げる期限内に使用者から使用の取消しの申出があったとき。

ア 使用日の当日まで（中高生世代の者（条例別表第3備考第1号に定める中高生世代の者をいう。以下同じ。）に限る。） 全額

イ 使用日の2日前まで（中高生世代の者以外の者に限る。） 全額

(4) 第4条の規定により使用日の変更をした場合において、変更後に取消しを申し出、相当の事由があると認めるとき。前2号に規定する返還額又は使用日の変更の申請をした日（変更を2回以上した場合には、最初に変更の申請をした日）に取消しをしたものとみなして算定した額のうちいずれか少ない額

(5) 特殊器具の使用料を納付した場合において、使用者から使用日の前日までに使用の取消しの申出があったとき。全額

2 前項に定める場合のほか、第4条第1項及び第2項の規定により使用の変更をした場合において、変更後の使用料が既納の使用料の額未満であるときは、その差額を返還する。

3 前2項の規定にかかわらず、条例第6条第3項の実費は、使用の実績がないときはその全額を返還する。

4 前3項の規定により、使用料の返還を受けようとする者は、第4条の規定による使用変更申請又は第5条の規定による使用取消申請の際、使用料返還申請書（多目的室等にあつては別記第5号様式又は別記第9号様式、音楽スタジオ等にあつては別記第6号様式又は別記第10号様式）を区長に提出しなければならない。

（キャッシュレス決済により使用料を納付する場合の使用申請等）

第9条の2 条例第6条第1項に規定する使用料を区長が別に指定するキャッシュレス決済により納付しようとする場合は、第2条第1項及び第3項並びに第8条第2項の規定にかかわらず、使用申請書及び使用料減免申請書の提出を省略することができる。

2 前項の規定により使用申請書の提出を省略した場合は、使用料が納付された時をもって使用の申請があったものとみなす。

3 第1項の規定により使用申請書の提出が省略された場合は、第3条第3項の規定にかかわらず、使用承認書の交付を省略することができる。

4 前項の規定により使用承認書の交付を省略した場合において、施設等を使用するときは、第3条第4項に規定する使用承認書の提示に代えて、使用情報の提示（区長が別に定めるところにより施設等の使用に係る情報を表示した携帯電話等の情報通信機器の画面（これを印刷したものを含む。）を提示することをいう。第6項において同じ。）をしなければならない。

5 第3項の規定により使用承認書の交付を省略した場合において、第4条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときの手続は、同条の規定によるものとする。

6 第3項の規定により使用承認書の交付を省略した場合において、施設等の使用を取り消そうとするときは、第5条第1項に規定する使用承認書の添付に代えて、使用情報の提示をしなければならない。

（休館日）

資料1

第10条 区民活動施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 年始 1月1日から同月3日まで
- (2) 年末 12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第11条 区民活動施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(管理上の立入り)

第12条 使用者は、係員又は指定管理者が区民活動施設の管理のため、その使用している施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(施設等の損傷等の届出)

第13条 使用者は、施設等を損傷し、滅失し、又は著しく汚したときは、直ちに係員又は指定管理者に届けなければならない。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、その使用について、全て係員又は指定管理者の指示に従い、使用が終わったときは、当該係員又は指定管理者の点検を受けなければならない。

(指定申請書の提出)

第15条 条例第14条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、条例第14条第2項に規定する事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (4) 当該団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前2項に掲げる書類は、区長が定める期間内に提出しなければならない。

(指定の通知)

第16条 区長は、前条の規定による申請があつた場合において、条例第14条第1項の規定により指定管理者に指定すること、又は指定しないことを決定したときは、それぞれ書面により当該申請をした団体に通知するものとする。

(協定の締結)

第17条 区長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と区民活動施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、条例第15条に規定する業務の範囲に関する事項及び条例第16条に規定する管理の基準に関する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理に要する費用に関する事項
- (2) 管理業務及び経理状況の報告、調査及び指示に関する事項
- (3) 指定の取消し及び管理業務の全部又は一部の停止に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委任)

第18条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規則は、大田区新蒲田区民活動施設条例（令和2年条例第65号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

資料1

2 この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（令和3年12月17日規則第201号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年11月10日規則第105号）

1 この規則は、大田区新蒲田区民活動施設条例の一部を改正する条例（令和4年条例第58号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（令和5年12月28日規則第142号）

1 この規則は、大田区新蒲田区民活動施設条例の一部を改正する条例（令和4年条例第58号）の施行の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定及び別表第1の改正規定（「8日」を「9日」に改める部分に限る。）並びに別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式、別記第7号様式、別記第9号様式及び別記第11号様式の改正規定は、令和6年1月12日から施行する。

2 前項ただし書の規定による改正後の第2条第3項、別表第1、別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式、別記第7号様式、別記第9号様式及び別記第11号様式の規定は、令和6年1月12日以後の手續に係るものから適用し、同日前の手續に係るものについては、なお従前の例による。

付 則（令和7年3月31日規則第66号）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正前の大田区区民活動施設条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（令和7年5月8日規則第87号）

1 この規則は、大田区区民活動施設条例の一部を改正する条例（令和7年条例第19号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 改正前の大田区区民活動施設条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（令和7年10月10日規則第156号）

この規則は、令和7年10月20日から施行する。

付 則（令和8年3月6日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

施設名	使用申請書の提出期間
多目的室等	(1) 自動抽せんに基づく申請 使用日の属する月の3月前の月の2日から15日まで (2) 自動抽せんに基づかない申請 使用日の属する月の3月前の月の9日から使用日まで。ただし、予約に基づく申請については、当該期間のうち予約の日から起算して14日以内（予約の日から使用日の3日前までの間が14日に満たないときは、予約の日から使用日の3日前まで）
音楽スタジオ等	使用日の属する月の1月前の月の初日から使用日まで

別表第2（第6条関係）

1 多目的室等

資料1

施設名	種別	単位	使用料	摘要	
新蒲田区 民活動施 設	多目的室（大）	グランドピアノ	1台	2,700円	調律料は、使用者の負担とする。
		指揮者用譜面台	1台	200円	
		指揮者台	1台	200円	
		ワイヤレスマイク	一式	1,200円	マイク2本、マイクスタンド2本
		コンデンサーマイク	一式	1,300円	スタンド付
		映像・音響装置	一式	3,300円	マイク4本、CDプレーヤー、プロジェクター（スクリーンを含む。）、メインスピーカー
		司会者台	1台	300円	
		演台	1台	500円	
		花台	1台	300円	
		金びょうぶ	1双	1,000円	
		第1サスペンションライト	1列	1,200円	
		第2サスペンションライト	1列	1,200円	
		アッパーホリゾン トライト	1列	2,300円	
		シーリングライト	1列	1,200円	
		フォローピンスポ ットライト	1台	2,300円	
	多目的室（小）	電子ピアノ	1台	1,000円	
		ストレッチマット	一式	1,200円	一式20枚
			1枚	100円	
		プロジェクター	1台	1,500円	スクリーンを含む。
		音響装置	一式	1,200円	アンプ、マイク2本、CDプレーヤー、ブルーレイ・DVDプレーヤー
	第一集会室 第二集会室 第三集会室 第四集会室	ブルーレイ・DVDプレーヤー	1台	300円	
		ワイヤレスマイク	一式	1,200円	マイク2本、ワイヤレスアンプ1台
		プロジェクター	1台	1,500円	スクリーンを含む。
	美術室	工具セット	一式	300円	
		CDプレーヤー	1台	300円	
		ワイヤレスマイク	一式	1,200円	マイク2本、ワイヤレスアンプ1台
	調理講習室	ワイヤレスマイク	一式	1,200円	マイク2本、ワイヤレスアンプ1台

資料 1

	その他	譜面台	1 台	100円	
		CDラジカセ	一式	300円	
		花瓶	1 個	200円	
		表彰状盆	1 個	200円	
大森北区 民活動施 設	多目的室 (大)	グランドピアノ	1 台	2,700円	調律料は、使用者の負担とする。
		指揮者用譜面台	1 台	200円	
		指揮者台	1 台	200円	
		ワイヤレスマイク (ハンド型)	一式	1,800円	ワイヤレスマイク 6 本
		ワイヤレスマイク (タイピン式)	一式	1,000円	2 台
		有線マイク	一式	1,200円	有線マイク 2 本
		映像・音響装置	一式	3,300円	マイク 4 本、プロジェクター等を含む。
		スピーカー	一式	500円	
		花台	1 台	200円	
		司会者台	1 台	300円	
		演台	1 台	500円	
		演壇	1 台	500円	
		譜面台	1 台	100円	
		演奏者用椅子	1 台	100円	
		コントラバス用椅子	1 台	100円	
		平台	一式	2,200円	
			1 台	200円	
		開き足	1 台	100円	
		箱足	1 台	100円	
		国旗	1 枚	100円	
		人形立	1 台	100円	
		地がすり	1 枚	1,000円	
		緋毛せん	1 枚	300円	
		長座布団	1 枚	100円	
		高座用座布団	1 枚	100円	
		表彰状盆	1 枚	200円	
		金びょうぶ	1 双	1,000円	
		バレエ用シート	一式	1,500円	
		音響反射板	一式	4,400円	
		第 1 サスペンション ライト	1 列	1,200円	
第 2 サスペンション ライト	1 列	1,200円			
アッパーホリゾン ト ライト	1 列	2,300円			

資料1

		ローアークホリゾントライト	1列	1,000円	
		ボーダーライト	1列	1,000円	
		シーリングライト	1列	1,200円	
		スポットライト	1台	500円	
	多目的室(小)	プロジェクター	1台	2,000円	スクリーンを含む。
		ワイヤレスマイク	一式	1,800円	
		譜面台	1台	100円	
大森西区 民活動施設	体育室全面	卓球	1面 1式	100円	卓球台、支柱、ネット
		バドミントン	1面 1式	100円	支柱、ネット
		バレーボール	1面 1式	100円	支柱、ネット
		バスケットボール	1面 1式	100円	バスケットゴール
		フットサル	1面 1式	100円	ゴール、ネット
		音響装置	一式	1,200円	アンプ、マイク2本、 CDプレーヤー
		得点表示板(電動)	1台	300円	
	体育室半面	卓球	1面 1式	100円	卓球台、支柱、ネット
		バドミントン	1面 1式	100円	支柱、ネット
		バレーボール	1面 1式	100円	支柱、ネット
		バスケットボール	1面 1式	100円	バスケットゴール
		得点表示板(電動)	1台	300円	
	多目的室	卓球	1面 1式	100円	卓球台、支柱、ネット
		バドミントン	1面 1式	100円	支柱、ネット
		音響装置	一式	1,200円	アンプ、マイク2本、 CDプレーヤー
	その他	ブルーレイ・DVDプレーヤー	1台	300円	
		ワイヤレスマイク	一式	1,200円	マイク2本、ワイヤレスアンプ1台
		プロジェクター	1台	1,500円	スクリーンを含む。
		CDラジカセ	一式	300円	
		コインシャワー	1回	100円	5分

資料1

施設名	種別	単位	使用者	使用料	摘要	
新蒲田区 民活動施 設	音楽スタ ジオ1	電子ピアノ	中高生世代の者	400円	スタンド付	
			その他の者	1,000円		
		マイク	中高生世代の者	200円		
			その他の者	500円		
		ミキサー	中高生世代の者	200円		
			その他の者	500円		
		譜面台	中高生世代の者	50円		
			その他の者	100円		
		楽器・音響装 置	中高生世代の者	700円		
			その他の者	2,000円		
	音楽スタ ジオ2	ドラムセット	中高生世代の者	200円		
			その他の者	500円		
		ギターアンプ	中高生世代の者	200円		
			その他の者	500円		
		ベースアンプ	中高生世代の者	200円		
			その他の者	500円		
		シンセサイザ ー	中高生世代の者	200円		
			その他の者	500円		
		マイク	中高生世代の者	200円	スタンド付	
			その他の者	500円		
ミキサー	中高生世代の者	200円				
	その他の者	500円				
譜面台	中高生世代の者	50円				
	その他の者	100円				
楽器・音響装 置	中高生世代の者	700円				
	その他の者	2,000円				
大森北区 民活動施 設	音楽スタ ジオ	電子ピアノ	中高生世代の者	400円	有線2本、ワイヤ レス2本。スタン ド付	
			その他の者	1,000円		
		マイク	中高生世代の者	200円		
			その他の者	500円		
		スピーカー	中高生世代の者	200円		スタンド、アン プ、ミキサー付
			その他の者	500円		
		譜面台	中高生世代の者	50円		
			その他の者	100円		
		ドラムセット	中高生世代の者	200円		
			その他の者	500円		
		ギターアンプ	中高生世代の者	200円		
			その他の者	500円		
		ベースアンプ	中高生世代の者	200円		
			その他の者	500円		
シンセサイザ	中高生世代の者	200円	ヘッドフォンあ			

資料1

				その他の者	500円	り、スピーカーなし
		楽器・音響装置	一式	中高生世代の者	700円	
				その他の者	2,000円	
大森西区 民活動施設	音楽スタジオ	電子ピアノ	1台	中高生世代の者	400円	
				その他の者	1,000円	
		マイク	一式	中高生世代の者	200円	スタンド付
				その他の者	500円	
		譜面台	1台	中高生世代の者	50円	
				その他の者	100円	
		ドラムセット	1台	中高生世代の者	200円	
				その他の者	500円	
		ギターアンプ	1台	中高生世代の者	200円	
				その他の者	500円	
		ベースアンプ	1台	中高生世代の者	200円	
				その他の者	500円	
		シンセサイザー	1台	中高生世代の者	200円	
				その他の者	500円	
		ミキサー	1台	中高生世代の者	200円	
				その他の者	500円	
楽器・音響装置	一式	中高生世代の者	700円			
		その他の者	2,000円			

備考 使用料の単位は、条例別表で定める使用区分（多目的室等については午前、午後、夜間。音楽スタジオ等については、午前、午後1、午後2、夜間1、夜間2）ごとに1単位とする。

別記

第1号様式（第2条、第8条関係）

使用申請書兼使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 大田区長

申請者 団体名・氏名 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____

次のとおり使用の申請をします。

利用者登録番号		予約番号		営利区分	
利用者種別		料金種別			
使用料合計		内 設 設 施 付 帯 設 備 等		減額・免除額	

(内訳)

使用日時	施設及び付帯設備等	人数	使用目的	使用料(円)	減免額(円)	計(円)

確認署名

電話番号 ()

第 3 号様式乙 (第 3 条関係)

使 用 承 認 書

年 月 日

団体名・氏名 _____ 様

大田区長 (氏 名) 印

次のとおり使用の承認をします。

利用者登録番号		予約番号		営利区分	
利用者種別		料金種別			
使用料合計		内 設 付帯設備等		減額・免除額	

(内訳)

使用日時	施設及び付帯設備等	人数	使用目的	使用料(円)	減免額(円)	計(円)

領 収 書

No. _____
年 月 日

キャッシュレス決済による収納

様

領収金額 _____

10%対象
消費税

ただし、施設使用料として上記の金額を領収しました。

登録番号

第 4 号様式 (第 3 条関係)

使用承認書

年 月 日

(住所又は所在地)

(団体名)

(代表者氏名) 様

大田区長 (氏 名) 団

次のとおり音楽スタジオの使用の承認をします。

使用者区分	<input type="checkbox"/> 中高生世代の者 <input type="checkbox"/> その他の者 (一般)	
使用目的	<input type="checkbox"/> バンド演奏 <input type="checkbox"/> コーラス <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に) _____	
使用日時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 9 : 30~11 : 30 <input type="checkbox"/> 12 : 00~14 : 00 <input type="checkbox"/> 14 : 30~16 : 30 <input type="checkbox"/> 17 : 00~19 : 00 <input type="checkbox"/> 19 : 30~21 : 30
使用人数	_____ 人	
施設及び特殊器具	音楽スタジオ <input type="checkbox"/> 新蒲田 1 <input type="checkbox"/> 新蒲田 2 <input type="checkbox"/> 大森北 <input type="checkbox"/> 大森西 <input type="checkbox"/> 電子ピアノ <input type="checkbox"/> スピーカー <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> 譜面台 <input type="checkbox"/> ミキサー <input type="checkbox"/> ドラムセット <input type="checkbox"/> ギターアンプ <input type="checkbox"/> ベースアンプ <input type="checkbox"/> シンセサイザー <input type="checkbox"/> 楽器・音響装置一式 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
減免理由	大田区区民活動施設条例施行規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定による減額・免除	使用料 _____ 円
		減免額 _____ 円
		納付額 _____ 円

No. _____

領 収 書

年 月 日

様

10%対象

領収金額 _____ 円 消費税

ただし、音楽スタジオの使用料として上記の金額を領収しました。

大田区金銭出納員 (氏 名) 又は収入事務受託者 (氏 名) 団

登録番号

第 6 号様式 (第 4 条、第 8 条、第 9 条関係)

使用変更申請書兼使用料減免・返還申請書

年 月 日

(宛先) 大田区長

次のとおり音楽スタジオの使用の変更の申請をします。

申請者	使用者区分	<input type="checkbox"/> 中高生世代の者 <input type="checkbox"/> その他の者 (一般)		
	住所又は所在地			
	団体名			
	代表者氏名			
使用責任者	住所		<input type="checkbox"/> 申請者と同一	
	氏名			
	電話番号			
変更理由				
変更事項 (変更箇所のみ記入)	使用日時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 9 : 30 ~ 11 : 30	
			<input type="checkbox"/> 12 : 00 ~ 14 : 00	
			<input type="checkbox"/> 14 : 30 ~ 16 : 30	
			<input type="checkbox"/> 17 : 00 ~ 19 : 00	
			<input type="checkbox"/> 19 : 30 ~ 21 : 30	
	使用人数		人	
	施設 特殊 器 び 具	施 設 及 器 び 具	<input type="checkbox"/> 音楽スタジオ 新蒲田 1	<input type="checkbox"/> マイク
			<input type="checkbox"/> 電子ピアノ	<input type="checkbox"/> 譜面台
			<input type="checkbox"/> ミキサー	
			<input type="checkbox"/> 楽器・音響装置一式	
<input type="checkbox"/> 音楽スタジオ 新蒲田 2			<input type="checkbox"/> ギターアンプ	
<input type="checkbox"/> ドラムセット			<input type="checkbox"/> シンセサイザー	
<input type="checkbox"/> ベースアンプ			<input type="checkbox"/> ミキサー	
<input type="checkbox"/> マイク			<input type="checkbox"/> 楽器・音響装置一式	
<input type="checkbox"/> 譜面台				
<input type="checkbox"/> 音楽スタジオ 大森北			<input type="checkbox"/> マイク	
<input type="checkbox"/> 電子ピアノ	<input type="checkbox"/> 譜面台			
<input type="checkbox"/> スピーカー	<input type="checkbox"/> ギターアンプ			
<input type="checkbox"/> ドラムセット	<input type="checkbox"/> シンセサイザー			
<input type="checkbox"/> ベースアンプ				
<input type="checkbox"/> 楽器・音響装置一式				
<input type="checkbox"/> 音楽スタジオ 大森西	<input type="checkbox"/> マイク			
<input type="checkbox"/> 電子ピアノ	<input type="checkbox"/> ドラムセット			
<input type="checkbox"/> 譜面台	<input type="checkbox"/> ベースアンプ			
<input type="checkbox"/> ギターアンプ	<input type="checkbox"/> ミキサー			
<input type="checkbox"/> シンセサイザー				
<input type="checkbox"/> 楽器・音響装置一式				
減免理由	返還理由	<input type="checkbox"/> 大田区区民活動施設条例施行規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定による減額・免除	使用料 円	
		<input type="checkbox"/> 同規則第 9 条第 1 項第 号の規定 () による返還	既納額 円	
			減免額 円	
			追徴額 円	
			返還額 円	

第 8 号様式 (第 4 条関係)

使用変更承認書

年 月 日

(住所又は所在地)
(団体名)
(代表者氏名) 様

大田区長 (氏 名) 団

次のとおり音楽スタジオの使用の変更の承認をします。

使用者区分	<input type="checkbox"/> 中高生世代の者 <input type="checkbox"/> その他の者 (一般)		
使用目的	<input type="checkbox"/> バンド演奏 <input type="checkbox"/> コーラス <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に) _____		
使用日時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 9:30~11:30	
		<input type="checkbox"/> 12:00~14:00	
		<input type="checkbox"/> 14:30~16:30	
		<input type="checkbox"/> 17:00~19:00	
		<input type="checkbox"/> 19:30~21:30	
使用人数	_____ 人		
施設及び特殊器具	音楽スタジオ <input type="checkbox"/> 新蒲田1 <input type="checkbox"/> 新蒲田2 <input type="checkbox"/> 大森北 <input type="checkbox"/> 大森西 <input type="checkbox"/> 電子ピアノ <input type="checkbox"/> スピーカー <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> 譜面台 <input type="checkbox"/> ミキサー <input type="checkbox"/> ドラムセット <input type="checkbox"/> ギターアンプ <input type="checkbox"/> ベースアンプ <input type="checkbox"/> シンセサイザー <input type="checkbox"/> 楽器・音響装置一式 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
減免理由 返還理由	<input type="checkbox"/> 大田区区民活動施設条例施行規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定による減額・免除 <input type="checkbox"/> 同規則第 9 条第 1 項第 _____ 号の規定 (_____) による返還	使用料	円
		既納額	円
		減免額	円
		返還額	円

No. _____

領 収 書

年 月 日

様

10%対象

領収金額 _____ 円 消費税

ただし、音楽スタジオの使用料として上記の金額を領収しました。

大田区金銭出納員 (氏 名) 又は収入事務受託者 (氏 名) 団

登録番号

第 9 号様式 (第 5 条、第 9 条関係)

使用取消申請書兼使用料返還申請書

年 月 日

(宛先) 大田区長

申請者 団体名・氏名

住 所

電話番号

次のとおり使用の取消しの申請をします。

利用者登録番号		予約番号		営利区分	
利用者種別		料金種別			
返還申請の理由					
既に納めた使用料合計		返還額			

(内訳)

使用日時	施設及び付帯設備等	人数	使用目的	返還額(円)	備考

確認署名

電話番号

()

第 10 号様式 (第 5 条、第 9 条関係)

使用取消申請書兼使用料返還申請書

年 月 日

(宛先) 大田区長

次のとおり音楽スタジオの使用の取消しの申請をします。

申請者	使用者区分	<input type="checkbox"/> 中高生世代の者 <input type="checkbox"/> その他の者 (一般)		
	住所又は所在地			
	団体名			
	代表者氏名			
使用責任者	住所		<input type="checkbox"/> 申請者と同一	
	氏名			
	電話番号			
取消理由				
取消事項	使用目的	<input type="checkbox"/> バンド演奏 <input type="checkbox"/> コーラス <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に) _____		
	使用日時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 9 : 30 ~ 11 : 30 <input type="checkbox"/> 12 : 00 ~ 14 : 00 <input type="checkbox"/> 14 : 30 ~ 16 : 30 <input type="checkbox"/> 17 : 00 ~ 19 : 00 <input type="checkbox"/> 19 : 30 ~ 21 : 30	
	使用人数	_____ 人		
	施設 特殊 及器 び具	<input type="checkbox"/> 音楽スタジオ 新蒲田 1 <input type="checkbox"/> 電子ピアノ <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> ミキサー <input type="checkbox"/> 譜面台 <input type="checkbox"/> 楽器・音響装置一式		
		<input type="checkbox"/> 音楽スタジオ 新蒲田 2 <input type="checkbox"/> ドラムセット <input type="checkbox"/> ギターアンプ <input type="checkbox"/> ベースアンプ <input type="checkbox"/> シンセサイザー <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> ミキサー <input type="checkbox"/> 譜面台 <input type="checkbox"/> 楽器・音響装置一式		
<input type="checkbox"/> 音楽スタジオ 大森北 <input type="checkbox"/> 電子ピアノ <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> スピーカー <input type="checkbox"/> 譜面台 <input type="checkbox"/> ドラムセット <input type="checkbox"/> ギターアンプ <input type="checkbox"/> ベースアンプ <input type="checkbox"/> シンセサイザー <input type="checkbox"/> 楽器・音響装置一式				
<input type="checkbox"/> 音楽スタジオ 大森西 <input type="checkbox"/> 電子ピアノ <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> 譜面台 <input type="checkbox"/> ドラムセット <input type="checkbox"/> ギターアンプ <input type="checkbox"/> ベースアンプ <input type="checkbox"/> シンセサイザー <input type="checkbox"/> ミキサー <input type="checkbox"/> 楽器・音響装置一式				
返還理由	大田区区民活動施設条例施行規則第 9 条第 1 項第 _____ 号の規定 () による返還		既納額 円 返還額 円	

資料 1

別記第 1 号様式 (第 2 条、第 8 条関係)

第 2 号様式 (第 2 条、第 8 条関係)

第 3 号様式甲 (第 3 条関係)

第 3 号様式乙 (第 3 条関係)

第 4 号様式 (第 3 条関係)

第 5 号様式 (第 4 条、第 8 条、第 9 条関係)

第 6 号様式 (第 4 条、第 8 条、第 9 条関係)

第 7 号様式甲 (第 4 条関係)

第 7 号様式乙 (第 4 条関係)

第 8 号様式 (第 4 条関係)

第 9 号様式 (第 5 条、第 9 条関係)

第 10 号様式 (第 5 条、第 9 条関係)

第 11 号様式 (第 5 条関係)

第 12 号様式 (第 5 条関係)